

小型
漁船の
皆さんへ

平成20年4月1日より、
航行中の小型漁船に1人で乗船して
漁ろうに従事する場合、
**ライフジャケットの着用が
義務となります。**

いろいろな構造のライフジャケットがあります。

カッパタイプ



ライフジャケットとしての浮力
はもちろん、防水・防寒性能まで兼
ね備えたすぐれものです。

空気密封式



空気を閉じこめたふくろを浮力
体としたもの。そのため、非常に柔
らかく、動きやすくなっています。

膨脹式(ベルト)



コンパクトな膨脹式ライフジャ
ケットで、腰に巻くだけとなり、さ
らに動きやすくなっています。

ライフジャケットの着用のほか、次のルールに違反しますと、6ヶ月以内の免許停止等の処分の対象になりますので、注意しましょう！

酒酔い等操縦の禁止



酒酔い状態等での操縦は禁止です。

危険操縦の禁止



遊泳者の付近での疾走等は禁止です。

免許者の自己操縦



港内や航路内では、免許者が直接操縦
しなければなりません。

